

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社 [REDACTED]

答 弁 書

令和2年1月17日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8番20号 井上ビル3階

鯉城総合法律事務所（送達場所）

被告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

電 話 082-227-2411

FAX 082-227-6699



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因「1. 総論」について

原告が「Nextforest」としてコンピュータプログラムの制作を業とする個人であること、被告が業として建設会社から依頼を受けた建設工事

に関するシステムの開発を行っていること、被告が長年建設会社から依頼を受けたシステムで利用するプログラムの制作を原告に下請に出し、原告が被告の依頼に基づいて制作したプログラムを被告へ納品したことは認め、その余の事実是否認ないし争う。

被告は、独自に、開発するシステムで用いるプログラムを制作している。このプログラムのコーディング作業を原告へ外注していたのであり、被告にはプログラムを制作する能力がある。

なお、原告は、個人事業主としてプログラムを制作していたところ、被告へ入社し被告従業員としてプログラム制作に従事した後、労働時間及び労働場所を管理されたくないと再び個人事業主として独立した。

2 請求の原因「2. マンロック環境監視プログラム」について

(1) 「(1)著作物性」について

原告が本件プログラム1を制作し被告へ納品したことは認め、その余の事実は否認ないし争う。

本件プログラム1の概要については、追って主張する。

本件プログラム1のソースコードにおいて、原告がコーディングした箇所には創作性がなく、したがって、本件プログラム1は原告の著作物ではないため、原告に本件プログラム1の著作権はない。

(2) 「(2)複製権侵害」について

ア 被告が、原告の明示的な同意を得ることなく、本件プログラム1を1回コピーしたことは認め、その余の事実は否認ないし争う。

イ 本件プログラム1は、市販量販品として制作されたものではなく、被告の計測業務に利用する目的で、被告が仕様を示して原告へ発注したものである。

確かに、原告被告間で、本件プログラム1の権利帰属を規定した契約書はないが、被告の本件プログラム1の利用の制限を規定した契約書もない。

当初より本件プログラム1を利用するのは被告であることを前提としているのだから、仮に本件プログラム1が原告に権利帰属するとしても、被告の本件プログラム1の利用について制限がないのであれば、原告被告間において、被告の計測業務の範囲内である限り、被告が本件プログラム1を自由に利用することについて黙示の承諾があったことが分かる。

ウ 黙示の承諾が認められないとしても、被告が行った1回のコピーは、平成26年、同時進行で2現場の計測業務にて本件プログラム1を利用する必要が生じたために行ったものである。本件プログラム1は被告の計測業務のために制作されたものであるから、当該コピーは、著作権法第47条の3第1項の「必要と認められる限度」として許容されるものであり、複製権侵害に当たらない。

ウ 平成28年10月以降、本件プログラム1を利用する現場が生じたところ、原告は、突如、同月19日、本件プログラム1について、プロダクトキーをかけるようになった。

そのため、被告は、原告に対し、平成29年2月24日、同時進行の現場が3現場になるため本件プログラム1をコピーする必要があることを告知し、プロダクトキーの開示を求めたところ、原告はプロダクトキーを開示した。

そして、この原告から開示されたプロダクトキーにより、被告は本件プログラム1をコピーした。

したがって、プロダクトキーがかけられた平成28年10月以降の被告の本件プログラム1のコピーについて、原告は承諾している。

エ なお、平成26年の2現場の計測業務が完了してから平成28年10月まで、本件プログラム1を利用する現場はなく、したがって、被告は本件プログラム1をコピーしていない。

(3) 「(3)被告の故意・過失」について

否認ないし争う。

3 請求の原因「3. 高圧室業務記録プログラム」について

(1) 「(1)著作物性」について

原告が本件プログラム2を制作し被告へ納品したこと、本件プログラム2が本件プログラム1と共に利用されるものであることは認め、その余の事実は否認ないし争う。

本件プログラム2の概要については、追って主張する。

本件プログラム2のソースコードにおいて、原告がコーディングした箇所には創作性がなく、したがって、本件プログラム2は原告の著作物ではないため、原告に本件プログラム2の著作権はない。

(2) 「(2)複製権侵害」について

ア 否認ないし争う。

イ 本件プログラム2は本件プログラム1と共に利用されるものであるところ、上述のとおり、本件プログラム1について、原告は、平成28年10月19日、プロダクトキーをかけた。

そこで、被告は、原告に対し、平成29年2月24日、同時進行の現場が3現場になるためコピーする必要があることを告知し、プロダクトキーの開示を求めたところ、原告はプロダクトキーを開示した。

そして、この原告から開示されたプロダクトキーにより、被告は本件プログラム2をコピーした。したがって、被告の本件プログラム2のコピーについて、原告は承諾している。

ウ また、本件プログラム2のコピーは、平成26年、同時進行で3現場の計測業務にて本件プログラム2を利用する必要性が生じたために行ったものである。本件プログラム2は被告の計測業務のために制作されたものであるから、当該コピーは、著作権法第47条の3第1項の「必要と認められる限度」として許容されるものであり、複製権侵害に当たらない。

(3) 「(3)被告の故意・過失」について

否認ないし争う。

4 請求の原因「4. 騒音振動プログラム」について

(1) 「(1)著作物性」について

原告が本件プログラム3を制作し被告へ納品したことは認め、その余の事実是否認ないし争う。

本件プログラム3の概要については、追って主張する。

本件プログラム3のソースコードにおいて、原告がコーディングした箇所には創作性がなく、したがって、本件プログラム3は原告の著作物ではないため、原告に本件プログラム3の著作権はない。

(2) 「(2)複製権侵害」について

ア 否認ないし争う。

イ 本件プログラム3は、市販量販品として制作されたものではなく、被告の計測業務に利用する目的で、被告が仕様を示して原告へ発注したものである。

確かに、原告被告間で、本件プログラム3の権利帰属を規定した契約書はないが、被告の本件プログラム3の利用の制限を規定した契約書もない。

当初より本件プログラム3を利用するのは被告であることを前提としているのだから、仮に本件プログラム3が原告に権利帰属するとしても、被告の本件プログラム3の利用について制限がないのであれば、原告被告間において、被告の計測業務の範囲内である限り、被告が本件プログラム3を自由に利用することについて黙示の承諾があったことが分かる。

ウ 黙示の承諾が認められないとしても、被告が行った本件プログラム3のコピー及び変更は、計測業務にて現場の状況に対応させるために行ったものである。本件プログラム3は被告の計測業務のために制作されたものであるから、当該コピー及び変更は、著作権法第47条の3第1項の「必要

と認められる限度」として許容されるものであり、複製権侵害に当たらない。

ウ 本件PCは平成26年5月に被告から原告へ預けられたところ、原告は、上述のとおり、突如、平成28年10月19日に本件プログラム1について、プロダクトキーをかけた上で、被告に対し、本件プログラム1及び2を主としつつ、本件プログラム3以下についても、ライセンス料の支払いを求めてきた。かかる経緯から、原告は、遅くとも平成28年10月19日までに、本件PCに保存されていた被告版プログラム3を認識していたことが分かる。

したがって、本件プログラム3について、仮に被告に著作権侵害が成立するとしても、かかる賠償請求権は令和元年10月19日の経過をもって消滅時効が完成している。

ウ サイレントロボでは、本件プログラム3は使用されておらず、被告独自に制作したプログラムが使用されている。

(3) 「(3)著作者人格権侵害」について

ア 否認ないし争う。

イ 同一性保持権について、被告が行った本件プログラム3のコピー及び変更は、計測業務にて現場の状況に対応させるために行ったものであり、プログラムをコンピュータにおいて効果的に利用し得るために行った必要な改変なので、著作権法第20条第2項第3号により許容される。

ウ 氏名表示権について、被告は、原告が制作した振動数を記録するプログラムに、時間率評価機能を果たす計算処理やdB値の時系列変化図の計算処理を施し、もって原告が制作したプログラムを直接感得し得ない、新たなプログラムを被告が創作したことから、その新たなプログラムのクレジット表示として被告を記載したものである。したがって、被告の氏名表示権を侵害していない。

(4) 「(4)被告の故意・過失」について

否認ないし争う。

(5) 「(5)損害」について

ア 否認ないし争う。

イ 氏名表示権について、本件プログラム3は専ら被告業務内でのみしか利用されないものであり、仮に氏名表示権侵害が成立するとしても、原告には損害が発生していない。

5 請求の原因「5. 風観測プログラム」について

(1) 「(1)著作物性」について

原告が本件プログラム4を制作し被告へ納品したことは認め、その余の事実は否認ないし争う。

本件プログラム4の概要については、追って主張する。

本件プログラム4のソースコードにおいて、原告がコーディングした箇所には創作性がなく、したがって、本件プログラム4は原告の著作物ではないため、原告に本件プログラム4の著作権はない。

(2) 「(2)複製権侵害・同一性保持権侵害」について

ア 否認ないし争う。

イ 本件プログラム4は、市販量販品として制作されたものではなく、被告の計測業務に利用する目的で、被告が仕様を示して原告へ発注したものである。

確かに、原告被告間で、本件プログラム4の権利帰属を規定した契約書はないが、被告の本件プログラム4の利用の制限を規定した契約書もない。

当初より本件プログラム4を利用するのは被告であることを前提としているのだから、仮に本件プログラム4が原告に権利帰属するとしても、被告の本件プログラム4の利用について制限がないのであれば、原告被告間において、被告の計測業務の範囲内である限り、被告が本件プログラム4

を自由に利用することについて黙示の承諾があったことが分かる。

ウ 黙示の承諾が認められないとしても、被告が行った本件プログラム4のコピー及び変更は、計測業務にて現場の状況に対応させるために行ったものである。本件プログラム4は被告の計測業務のために制作されたものであるから、当該コピー及び変更は、著作権法第47条の3第1項の「必要と認められる限度」として許容されるものであり、複製権侵害に当たらない。

エ 本件PCは平成26年5月に被告から原告へ預けられたところ、原告は、上述のとおり、突如、平成28年10月19日に本件プログラム1について、プロダクトキーをかけた上で、被告に対し、本件プログラム1及び2を主としつつ、本件プログラム3以下についても、ライセンス料の支払いを求めてきた。かかる経緯から、原告は、遅くとも平成28年10月19日までに、本件PCに保存されていた被告版プログラム4を認識していたことが分かる。

したがって、本件プログラム4について、仮に被告に著作権侵害が成立するとしても、かかる賠償請求権は令和元年10月19日の経過をもって消滅時効が完成している。

オ 同一性保持権について、被告が行った本件プログラム4のコピー及び変更は、計測業務にて現場の状況に対応させるために行ったものであり、プログラムをコンピュータにおいて効果的に利用し得るために行った必要な改変なので、著作権法第20条第2項第3号により許容される。

(3) 「(3)被告の故意・過失」について

否認ないし争う。

(4) 「(4)損害」について

否認ないし争う。

5 請求の原因「6. アナログ信号入力プログラム (VB 6版)」

(1) 「(1)著作物性」について

原告が本件プログラム5を制作し被告へ納品したことは認め、その余の事実は否認ないし争う。

本件プログラム5の概要については、追って主張する。

本件プログラム5のソースコードにおいて、原告がコーディングした箇所には創作性がなく、したがって、本件プログラム5は原告の著作物ではないため、原告に本件プログラム5の著作権はない。

(2) 「(2)複製権侵害・同一性保持権侵害・氏名表示権侵害」について

ア 否認ないし争う。

イ 本件プログラム5は、市販量販品として制作されたものではなく、被告の計測業務に利用する目的で、被告が仕様を示して原告へ発注したものである。

確かに、原告被告間で、本件プログラム5の権利帰属を規定した契約書はないが、被告の本件プログラム5の利用の制限を規定した契約書もない。

当初より本件プログラム5を利用するのは被告であることを前提としているのだから、仮に本件プログラム5が原告に権利帰属するとしても、被告の本件プログラム5の利用について制限がないのであれば、原告被告間において、被告の計測業務の範囲内である限り、被告が本件プログラム5を自由に利用することについて黙示の承諾があったことが分かる。

ウ 黙示の承諾が認められないとしても、被告が行った本件プログラム5のコピー及び変更は、計測業務にて現場の状況に対応させるために行ったものである。本件プログラム5は被告の計測業務のために制作されたものであるから、当該コピー及び変更は、著作権法第47条の3第1項の「必要と認められる限度」として許容されるものであり、複製権侵害に当たらない。

エ 本件PCは平成26年5月に被告から原告へ預けられたところ、原告は、

上述のとおり、突如、平成28年10月19日に本件プログラム1について、プロダクトキーをかけた上で、被告に対し、本件プログラム1及び2を主としつつ、本件プログラム3以下についても、ライセンス料の支払いを求めてきた。かかる経緯から、原告は、遅くとも平成28年10月19日までに、本件PCに保存されていた被告版プログラム4を認識していたことが分かる。

したがって、本件プログラム5について、仮に被告に著作権侵害が成立するとしても、かかる賠償請求権は令和元年10月19日の経過をもって消滅時効が完成している。

オ 同一性保持権について、被告が行った本件プログラム5のコピー及び変更は、計測業務にて現場の状況に対応させるために行ったものであり、プログラムをコンピュータにおいて効果的に利用し得るために行った必要な改変なので、著作権法第20条第2項第3号により許容される。

(3) 「(3)被告の故意・過失」について

否認ないし争う。

(4) 「(4)損害」について

否認ないし争う。

7 請求の原因「7. 用瀬トンネル工事振動計測プログラム」について

(1) 「(1)著作物性」について

原告が本件プログラム6を制作し被告へ納品したことは認め、その余の事実是否認ないし争う。

本件プログラム6の概要については、追って主張する。

本件プログラム6のソースコードにおいて、原告がコーディングした箇所には創作性がなく、したがって、本件プログラム4は原告の著作物ではないため、原告に本件プログラム6の著作権はない。

(2) 「(2)複製権侵害・同一性保持権侵害」について

ア 否認ないし争う。

イ 本件プログラム6は、智頭用瀬トンネルという一本のトンネル工事の計測業務のため制作されたものである。

そして、トンネル工事は、入口と出口（智頭用瀬トンネルでいえば、北口と南口となる）の両側から掘り進めるところ、被告は、本件プログラム6とそのコピーを、北工区と南工区の両方で使用したものである。

智頭用瀬トンネル工事の計測業務のため本件プログラム6が制作されたところ、その智頭用瀬トンネル工事の計測業務内で被告は本件プログラム6をコピーしたのだから、当該コピーについて原告の黙示の承諾が認められる。

ウ 黙示の承諾が認められないとしても、被告が行った本件プログラム6のコピーは、智頭用瀬トンネル工事の計測業務のために行ったものである。本件プログラム6は智頭用瀬トンネル工事の計測業務のために制作されたものであるから、当該コピーは、著作権法第47条の3第1項の「必要と認められる限度」として許容されるものであり、複製権侵害に当たらない。

エ なお、本件プログラム6のコピーについて、原告は広島県警へ著作権法違反の被疑事実で被告及び被告社員を刑事告訴し、広島県警は被告を捜査差押した上で被告代表者他数名を取り調べたが、広島地方検察庁は嫌疑不十分として不起訴処分をしている。

(3) 「(3)被告の故意・過失」について

否認ないし争う。

被告は、本件プログラム6を智頭用瀬トンネル工事の計測業務で利用するため原告へ発注し、その智頭用瀬トンネル工事の計測業務内で本件プログラム6をコピーしたものであり、そのコピーに複製権侵害の故意はない。また原告の見積書等にも智頭用瀬トンネル工事の計測業務として本件プログラム6を制作することが示されており、智頭用瀬トンネル工事の計測業務内であ

っても本件プログラム6をコピーしてはならない旨を原告から告知されていなかったのだから、被告には結果予見義務違反もなく、したがって、被告に過失はない。

(4) 「(4)損害」について

否認ないし争う。

以 上